

## 令和元年第4回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 54 号	受理年月日	令元. 6. 25
件 名	国民健康保険の給付制度に傷病手当及び介助手当を加えることについて		
結 果	令和元. 12. 23 第4回定例会で不採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、近年、病気にかかるリスクが高まる中、傷病手当や病気の家族の介助に対する手当などの重要性が増していると考えことから、本市においても、確実な保障により市民生活の安定を図るため、本市国民健康保険の給付制度に、新たに傷病手当と介助手当を加えるよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、本市国民健康保険においては、国民健康保険法第2条に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関し必要な保険給付として、療養の給付のほか、出産育児一時金、葬祭費等を支給しており、これらは法定給付とされている。一方、今回の陳情にある傷病手当及び介助手当については、同法第58条第2項「傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる」という規定に基づく任意給付とされており、これらの給付を行うに当たっては、条例等で定めることが必要であり、その実施は専ら保険者の自主的判断に委ねられているところである。</p> <p>傷病手当等の任意給付を行う保険者は、保険財政に余裕があることが望ましいとされており、本市においては、財源の確保が難しいことに加え、傷病手当に関しては、被保険者の療養のため、一定期間事業または業務に従事できないときに支給するものと解釈されているが、国保の被保険者は、社会保険と異なり、疾病に伴う収入減の形態が多様で、労務不能の概念が明確でないことや、他の国保加入者である年金生活者、無職者等との公平性の観点で疑義があることから、同手当の創設は考えていない。また、介助手当に関しては、国保においては、給付の対象を被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に限定しており、これらに該当しないことなどから、同手当の創設についても考えていないとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。</p>			